

第 42 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条の13第1項中「保健所」の次に「若しくは動物愛護センター」を、「勤務する職員」の次に「又は狂犬病の防疫に従事する職員のうち知事が定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年3月1日から適用する。

（提案理由）

動物愛護センターの設置等に伴い、狂犬病防疫作業手当の支給対象の見直しを行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。